

令和 7 年度 匝瑳市地域包括支援センター運営方針（案）

令和 7 年 4 月 1 日
匝瑳市高齢者支援課

1 方針策定の趣旨

この「匝瑳市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 47 第 1 項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の業務推進の方針等を明確にし、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定します。

各取組を通じ、第 9 期匝瑳市高齢者福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の基本理念「地域で支え合い高齢者の笑顔があふれるまち」の実現を目指します。

また、国が示す評価指標に基づき、センターの組織、運営体制及び業務の状況等を把握・評価するとともに、その結果を踏まえて効果的かつ効率的な運営が実施できるよう努めます。

2 センター設置の意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。高齢者の誰もが住み慣れた地域でその人らしい尊厳ある生活を継続できるよう、さまざまな生活課題に対して継続的かつ包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた中核機関としての役割を担います。

センターの設置責任主体は市であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与します。センターの運営に当たっては、地域における高齢化の状況（要介護・要支援者の増加等）、相談件数の増加、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、センターの専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行えるよう、適切な人員体制の確保に努めます。

市が設置する匝瑳市地域包括支援センター運営協議会（以下「センター運営協議会」という。）は、センターの運営に関する事項について承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保します。

3 センターの担当する地域

（１）匝瑳市地域包括支援センター ※直営方式

- 中央（八日市場木を除く）、豊和、共興、平和、椿海、野田
- （２）匝瑳市西部地域包括支援センター ※委託方式
- 中央（八日市場木）、豊栄、須賀、匝瑳、吉田、飯高、栄

４ センターの事業実施方針（令和７年度）

（１）地域包括支援センターの機能強化

- ア 運営体制の強化を図るため、直営センター１か所及び委託センター１か所により担当圏域を分けて業務を実施します。また、直営センターを基幹型センターに位置付け、センター間の総合調整、統括、後方支援及び人材育成支援を担います。
- イ センター職員の人材育成のため、業務に必要な知識を習得するため研修の機会を確保し、積極的に参加できる体制づくりに努めます。また、センター間の連携を密にして情報共有を図るとともに、管理者はセンター職員のメンタルヘルスにも注意を払います。
- ウ センターは、保有する高齢者等の情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように情報管理を徹底するとともに、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を厳守し、個人情報の保護に留意します。
- エ センターは高齢者、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行います。また、高齢者世帯への戸別訪問等により支援が必要な世帯を把握し、適切な支援につなげることができるよう努めます。
- オ センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等は、それぞれの専門性を生かしつつ、相互の連携を図りながら、業務全体を「チーム」として活動し、高齢者を支えます。
- カ 利用者満足の向上のため、センターは利用者が相談しやすい体制を整え周知を行うとともに、苦情対応体制を整備して適切な対応を行います。また、センターが受けた相談について、市への報告や協議を行う仕組みを整えます。

（２）地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供されることを目指し、地域包括ケアシステム構築の中核的な機関として、地域の課題やニーズを把握し、業務を実施します。

（３）区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

- ア 日常のセンター活動等により把握した圏域ごとのニーズを市と共有し、協議しながら重点的に取り組む事項を検討します。
- イ 地域ニーズの把握及び地域資源の整理のため、生活支援コーディネーターとの連携強

化を図ります。

ウ 成年後見制度における地域連携ネットワークの一翼を担う機関として、令和7年度に設置予定の中核機関と連携しながら、制度の周知及び利用促進等を図ります。

(4) 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等関係者とのネットワーク構築の方針

ア 関係機関と連携、協働しながら事例検討会等を通して地域課題を共有し、地域の実情に応じた連携体制の推進に取り組みます。

イ 切れ目なく在宅医療と介護サービスが提供される体制の構築に向けて、関係者との連携を図ります。

ウ センター運営協議会、地域ケア会議及び生活支援体制整備事業による協議体等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

(5) 第1号介護予防支援事業の実施方針

ア 介護予防サービス等の相談を受けた際は、希望するサービスの内容や心身の状況等に合わせ、適切な方法でサービスを利用できるよう、基本チェックリストの実施又は要介護認定の実施を支援します。

イ 介護保険制度の趣旨や自立支援・重度化防止（介護予防）の考え方、サービスの適正利用について、サービス利用者やその家族の理解を促すため丁寧な説明を行います。

ウ 高齢者本人の選択に基づき、高齢者の自立に向けて設定された目標を達成するために、介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を活用したケアマネジメントを行います。

エ 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託にあたり、高齢者と委託先の指定居宅介護支援事業所の円滑な関係づくりを図るとともに、委託後も情報共有、連携に留意し高齢者の総合的な支援に努めます。

(6) 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境整備の実施方針

ア 介護支援専門員が中心となって包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように関係機関との連携体制構築支援、介護支援専門員同士のネットワーク構築支援、介護支援専門員等の実践力向上支援を行います。

イ 介護支援専門員からの個別相談を受ける体制の確保に努めるとともに、介護支援専門員のニーズに基づき関係機関との意見交換の場を設けます。

(7) 地域ケア会議の運営方針

ア センターは地域ケア会議を開催し、高齢者への適切な支援を行うための検討を多職種で行います。

イ センターは会議開催のメリットや成果等を共有し、積極的な活用を相互に促します。

ウ 地域ケア会議によって把握、共有した地域課題を集約するとともに政策形成のための協議につなげます。

(8) 市との連携方針

ア 高齢者虐待対応や成年後見の市長申立て等は、市と緊密に連携し迅速かつ適切な支援を行います。

イ 地域ケア会議において検討した地域課題を市へ報告するとともに、市が開催する地域ケア推進会議等へ出席し関係機関と課題解決に向けた検討を行います。

ウ 事業の実施、報告及びその他必要事項について、市への報告や協議を適切に行います。

(9) 公正性及び中立性確保のための方針

ア センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

イ センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

ウ センターの運営費用は、介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

エ センターは市が設置する地域包括支援センター運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、センターの運営に対して適切に評価を行います。

(10) 災害時等に備えた対応

災害等発生時においても業務が継続できるよう、策定した業務継続計画の周知、内容の確認及び見直しを行います。また、災害発生時等にセンターが把握する情報を適切に活用し支援につなげることが出来るよう、平常時から備えます。